



H 2 9 . 8 . 3 1

原 議 長 期 保 存

群本例規第22号(教)

平成28年8月8日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察技能指導官設置運用要綱の制定についての一部改正について（例規通達）

群馬県警察技能指導官設置運用要綱の制定について（平成7年群本例規第9号）の一部を次のように改正する。

別添の2を次のように改める。

2 技能指導官の設置

技能指導官は、警察実務に関する専門的な知識又は技能（以下「専門的技能等」という。）に係る業務を担当する群馬県警察本部の所属（以下「業務担当課」という。）に必要により置くものとする。

別添の4中「本部長が任命する」を「警察本部長（以下「本部長」という。）が任命するものとする」に改め、同（1）中「警察職員」を「職員」に改め、同（3）を次のように改める。

（3）原則として、45歳以上であり、かつ、専門的技能等に係る実務経験が15年以上の者

別添の4の（4）を削る。

別添の6の（1）中「専門的技能等に係る業務を担当する本部の所属長」を「業務担当課の長」に改め、「（以下「庶務担当課長」という。）」を削り、「警察本部長（以下「本部長」という。）」を「本部長」に改める。

別添の別記様式第2中 「 専門的技能の種別 」 を 「 専門的技能等の種別 」 に改

める。